

鹿 児 島 県 公 報

令和3年7月16日（金）第226号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）（交通規制課取扱い） 1

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第26号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

東九州自動車道	鹿屋市串良町細山田鹿屋串良 J C T から霧島市隼人町住吉隼人東 I C まで	を
東九州自動車道	志布志市志布志町志布志志布志 I C から霧島市隼人町住吉隼人東 I C まで	に改め

る。

附 則

この規則は、令和3年7月17日から施行する。